

## 〇〇〇自治会規約の改正について

### 〇〇〇自治会規約変更に対する新旧対照表

改正案	現行
<p>(主たる事務所)</p> <p>第4条 本会の<u>主たる事務所</u>は、愛媛県新居浜市〇〇町〇〇番〇〇号に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第4条 本会の事務所は、愛媛県新居浜市〇〇町〇〇番〇〇号に置く。</p>
<p>(解散)</p> <p>第37条 本会は、<u>地方自治会第260条の20の規定により解散する。</u></p> <p>2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p>	<p>(解散)</p> <p>第37条 本会は地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。</p> <p>2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p>
<p>附則 (令和 年 月 日認可)</p> <p><u>この規約は、新居浜市の認可の日から施行する。</u></p>	

#### 【改正の理由】

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、民法及び地方自治法その他関係法律の一部が平成20年12月1日に改正されました。

地方自治法の一部改正では、認可地縁団体に関する規定のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法理（平成18年法律第48号）の準用規定の追加並びに民法及び非訟事件手続法の準用（読替え）規定の削除に伴う、同趣旨の規定の追加等（33条）がなされました。

規約では、これらの法律を引用していますので、規約の変更が必要になったものです。

規約改正の前後が分かるように記載してください。